

○中国地方整備局告示第88号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年10月17日

中国地方整備局長 藤田 武彦

第1 起業者の名称 岡山県

第2 事業の種類 主要地方道68号津山加茂線改築工事（岡山県津山市小田中字八子屋敷地内から同市山北字八子屋敷地内まで）並びにこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 岡山県津山市小田中字八子屋敷地内、同市山北字八子屋敷地内
- 2 使用の部分 岡山県津山市小田中字八子屋敷地内、同市山北字八子屋敷地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、津山市小田中字河原地内から同市小原字大坪地内までの延長1,420mを全体計画区間とする「主要地方道68号津山加茂線改築工事（岡山県津山市小田中字八子屋敷地内から同市山北字八子屋敷地内まで）並びにこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち「主要地方道68号津山加茂線改築工事（岡山県津山市小田中字八子屋敷地内から同市山北字八子屋敷地内まで）」（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施行に伴い遮断される市道の従来の機能を維持させるための「市道付替工事」は、道路法第3条第4号に掲げる市町村道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

主要地方道68号津山加茂線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により岡山県知事が県道に認定した路線であり、岡山県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である岡山県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

- (1) 得られる公共の利益

本件事業は、全体計画区間を対象として1車線の現道を道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、中環状道路として位置づけられている区間では4車線（W=27m）に、またその他の区間については2車線（W=20m）に改築する事業である。

本路線は、津山市昭和町2丁目地内を起点とし、同市加茂町桑原地内に至る総延長22.42kmの路線であり、平成4年度の「津山広域都市圏総合交通体系調査」の中では本路線が、津山市の「北の玄関」にふさわしい新市街地である北の街（津山市東一宮土地区画整理）と津山市中心部とを南北に結ぶ道路であり、市道皿一宮線と併せた南北の幹線路線として位置づけられている。

また、平成18年度～平成27年度の津山市第4次総合計画によると、本路線は都市計画道路総社川崎線と国道53号にて構成される中環状道路として機能させることにより、市街地への交通集中を避ける役割を果たし、都市内の骨格を形成する上で必要不可欠な路線として位置づけられている。

しかし、市道新錦橋押入線との交差点より北側の本路線は、道路幅員4m程度の1車線道路であり、歩道が未整備である上に道路内に電柱が立ち並び、車同士の離合が困難な状況である。また、各沿道家屋からの出入り交通により、朝夕の通勤、通学の時間帯を中心に交通混雑が発生し、特に、本件事業区間の沿線付近には、津山市立北小学校、津山市立鶴山中学校並びに岡山県立津山高等学校が位置し、通学生徒が危険にさらされており、交通事故も平成18年では、重傷1名、軽傷15名、物損28件と多発している状況にある。

本件事業の施行により、計画交通量は、13,900台/日となり、北部に位置する北の街（津山市東一宮土地区画整理）への南北の幹線道路としての生活道路機能に加え、都市計画道路総社川崎線により、津山市内の中環状線としての機能効果が発揮されるとしている。

また、本路線の交通混雑が緩和され、道路線形が直線に近いことから、交通事故の発生の軽減も期待でき、自転車歩行車道の設置により、通学生徒はもとより住民の歩行者及び自転車使用者等の安全が確保でき、更に、高齢者、身障者の安全、安心な通行が確保できるとされている。

なお、本件事業による生活環境に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に達していないが、平成16年度に「地方特定道路整備工事環境影響調査業務」において大気質、騒音、振動に対して予測及び評価が実施されており、各事項に対して環境保全目標を満足した結果となっており、本件事業における環境への影響は軽微であるとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

全体計画区間内において現地調査や既存文献等を基に行われた起業者の調査によると、全体計画区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられなかったとしている。

また、全体計画区間内には美作国府遺跡ほかを確認され、岡山県教育委員会、岡山県古代吉備文化財センターにて発掘調査されているところである。

なお、岡山県教育庁文化財課と協議をした上で、現時点で重要な遺構等が発見さ

れない限り埋蔵文化財調査が完了した後は、街路改築工事に着手して差し支えないことが確認されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、津山市小田中字河原地内から同市小原字大坪地内に至る延長1,420m区間における本路線の交通混雑の解消を図るとともに、歩行者の安全確保及び市街地のネットワーク化により、地域の発展に寄与することを目的とする、道路構造令による第4種第1級の規格に基づく4車線及び2車線の道路建設に係る事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業の目的を達成すべき起終点の位置及び起終点間の路線選定に当たっては、「家屋連たん地区及び公共施設の回避」、「周辺道路網との整合性」、「事業の効率性」、「線形、勾配及び構造物」等のような社会的条件、経済的条件及び技術的条件について検討し、決定された。

本件事業の起点としては、既に4車線で供用済みの市道B249号と接続するため、岡山県津山市小田中字河原地内の市道新錦橋押入線との交差点とし、終点は、津山市小原字大坪地内の改良済みである本路線に接続する市道C060号との交差点としている。

なお、本件事業計画は、昭和8年3月24日に三・四・津八大谷一宮線の都市計画決定を受け、平成8年4月5日付けの岡山県告示第260号、平成12年8月1日付けの岡山県告示第439号による都市計画変更にて決定された区間並びに計画ルート、起終点の位置及び構造について整合している。

さらに、本体工事施行に伴い、本路線と市道B161号との間に3m以上の高低差が発生し、市道B161号と本路線との縦断勾配が16%程度と、道路構造令の基準値を超過することになる。よって市道の機能回復を行うものであるが、市道付替工事の計画は、施行の位置、構造及び規模等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現在の交通状況は、3(1)で述べたように、市道新錦橋押入線との交差点より北側の本路線は、道路幅員4m程度の1車線道路であり、歩道が未整備である上に道路内に電柱が立ち並び、車同士の離合が困難な状況であり、各沿道家屋からの出入り交通により、朝夕の通勤、通学の時間帯を中心に交通混雑が発生している。特に、全体計画区間の沿線付近には、津山市立北小学校、津山市立鶴山中学校並びに岡山県立津山高等学校が位置し、通学生徒が危険にさらされており、交通事故も平成18年では、重傷1名、軽傷15名、物損28件と多発している状況にある。

さらに、本事業の早期実現に向けて「津山加茂線県道整備促進期成会」による要望があり、津山市からは「平成20年度国への重要事業提案」の提案書の内に「街路

事業：大谷一宮線の整備促進について」が示されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岡山県津山市役所